

日本作業療法士協会、沖縄県作業療法士会 会員各位

生涯教育制度改定のご案内

今春、日本作業療法士協会の生涯教育制度も5年に一度の制度改定の時期を迎えます。今回の改定は制度の大枠が変わるような大きな改定ではありませんが、履修のうえでポイントになる部分もあります。

改定全体の詳細は「日本作業療法士協会誌」2018年2月号に掲載されますが、今回は中でも会員の皆さまへ関係が大きいと思われる2点に絞ってその内容をご紹介します。

1 現職者共通研修 ⑨「事例検討」の履修読み替え条件の拡大

基礎研修の1つにあたる現職者共通研修。8つの座学に加え、事例検討会への参加(⑨事例検討)、事例検討会での発表(⑩事例報告)が必要ですが、これまで⑨事例検討については生涯教育制度の講座としての事例検討会に参加する以外に履修方法がありませんでした。この点について、平成30年4月以降、土会が主催する事例検討会の読み替えが可能になります。具体的には、MTDLPの事例検討会への参加が、現職者共通研修の⑨事例検討に読み替え可能ということになります。※読み替え開始は平成30年4月以降の開催分について。さかのぼっての読み替えはできません。また、読み替えには生涯教育制度の基礎研修を終えているファシリテーターによって開催されたMTDLPの事例検討会である必要があります。

2 認定作業療法士取得方法の選択肢が増加

認定作業療法士の取得には、基礎研修制度を終えたのち、指定されている認定作業療法士取得研修を5講座受講(共通3講座、選択2講座)することのほか、臨床実践能力を示すものとして事例報告等の要件がありましたが、この要件について種類が増えます。

従来、日本作業療法士協会の事例報告登録制度への登録・公開3事例(ただし、うち2事例分は指定された学会誌や学術誌への投稿・掲載に替えることができる)というルールでしたが、今回、事例報告登録を必須としない方法が追加されます。

★事例報告登録あるいは指定された学会誌や学術誌への投稿・掲載を合わせて2つ(事例報告登録が必須ではなくなります)と、以下①～③のいずれか1つ。

①臨床実践能力査定検査に合格。②別に定める書式を用いた事例報告の作成5事例分(認定作業療法士の指導を受ける)。③他団体の学会等の認定資格のうち、その認定に事例報告が要件となっている資格を1つ以上取得している。

※なお、①～③の詳細はまだ公表されていません。

詳細は日本作業療法士協会誌2月号をご参照ください。

また、ご不明な点がございましたら、沖縄県作業療法士会教育部生涯教育班 班長 土田真也にお問い合わせください okiotakyouiku@yahoo.co.jp